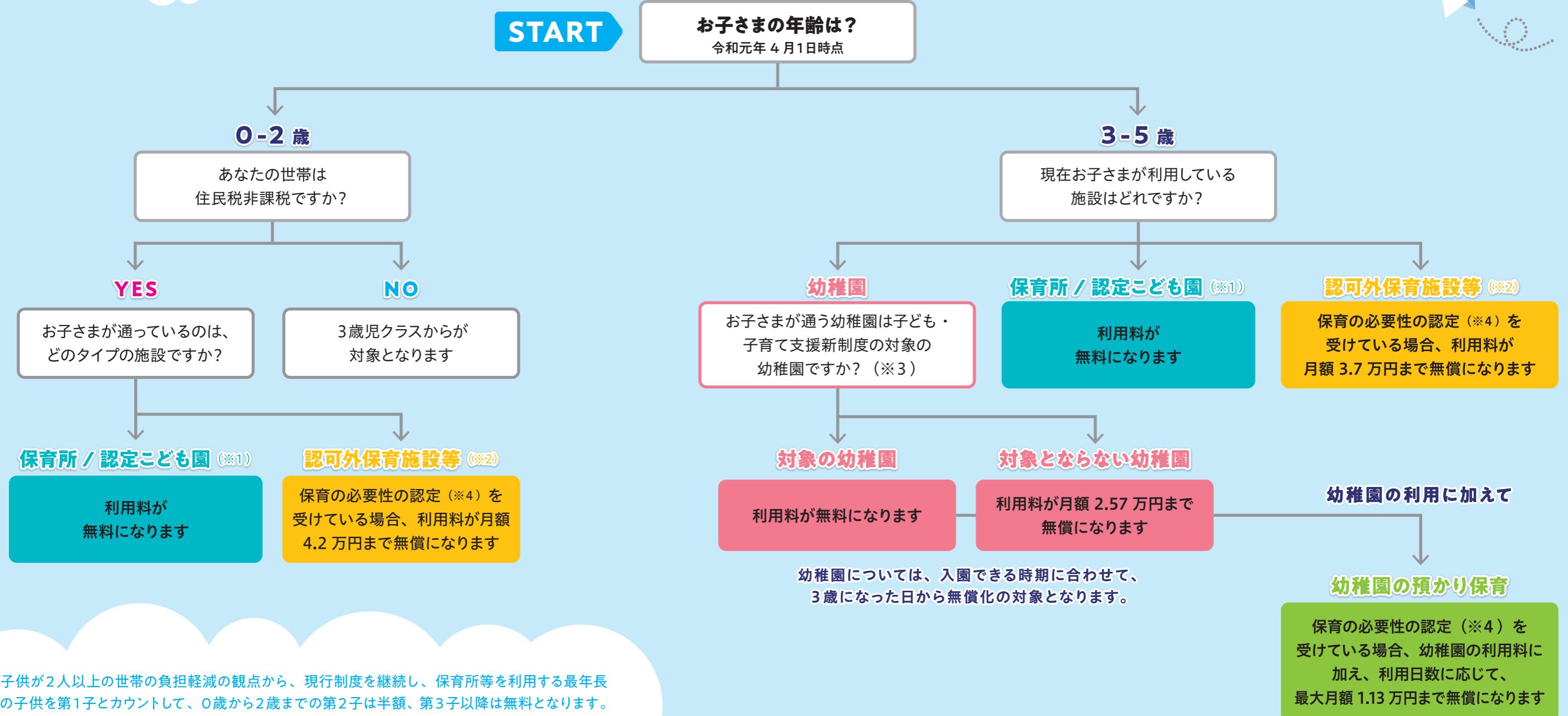


# うちの子の場合は？



○子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無料となります。  
なお、年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

○市区町村によっては、さらに独自の減免措置を講じている場合があります。  
詳しくは、お住いの市区町村にご確認ください。

○通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者の負担になります。  
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

○就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

※1 地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育（標準的な利用料）も対象です。

※2 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

※3 通園している園がどちらに該当するか分からない場合は、通園している園又はお住いの市区町村にご確認ください。

※4 無償化の対象となるためには、お住いの市区町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、お住いの市区町村にご確認ください。